コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　ZAPPALLAS,INC.

最終更新日：2015年8月10日
株式会社 ザッパラス
代表取締役会長兼社長 川嶋　真理
問合せ先：管理グループ　03-6434-1036
証券コード：3770

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制および株主重視の公正で透明性のある経営システムを構築し、維持していくことが重要であると考えており、積極的なディスクローズを行ってまいります。
また、法令の遵守につきましては、弁護士や公認会計士等の有識者の意見を参考にするとともに、管理部門の強化および内部統制システムの整備を推進し、コンプライアンス徹底に向けた全社的な意識強化と定着に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川嶋真理	2,912,000	21.33
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SRINTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,100,000	8.05
合同会社クリムゾングループ	668,200	4.89
株式会社SBI証券	340,100	2.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	215,600	1.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	175,500	1.28
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE－AC)	127,744	0.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	123,600	0.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	116,200	0.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	115,900	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	4 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
美澤臣一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
美澤臣一	○	―――	複数の事業会社において培った会社経営にかかる経験及び高い見識に基づき、独立した視点から当社の経営全般に関する助言を得ることを期待し、社外取締役として選任しております。 また、一般株主との利益相反の生ずる恐れがある事項にいずれも該当していないことから、当社の独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人であるあずさ監査法人と定期的に意見交換を行い、会計監査に関する報告を受けるとともに検討を加えることによって、取締役の業務執行の監視および牽制を行っております。
また、当社は社長直轄機関として内部監査室を設置し、主要な事業部門を中心に業務監査を計画的に実施しております。
内部監査室は、被監査部門に対して具体的な助言・勧告、業務改善状況の確認を行うとともに、監査役および会計監査人との意見交換等により、内部統制組織の監視および牽制を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐々木宣	他の会社の出身者													
井上昌治	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木宣	○	―――	事業会社での経営経験を通じて培った企業経営に関する知識と経験を有し、財務に関する高い見識に基づき、独立した視点から当社のコーポレートガバナンスの強化および監査体制の充実への貢献を期待し、社外監査役として選任しております。 また、一般株主との利益相反の生ずる恐れがある事項にいずれも該当していないことから、当社の独立役員に選任しております。
井上昌治	○	―――	弁護士という立場から、会社経営上の特に法務面から監視、助言を期待し、社外監査役として選任しております。 また、一般株主との利益相反の生ずる恐れがある事項にいずれも該当していないことから、当社の独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

(1)業績連動型報酬制度の導入・・・従前の役員賞与に代わるものとして平成20年4月より業績連動型の報酬制度を導入し、当社の企業価値向上へのインセンティブを強化しました。

(2)業績連動型報酬の算定方法・・・短期業績インセンティブとして、前年度の連結税金等調整前当期純利益実績額に、一定の係数を乗じて算出した金額を総額とし、これを役職位の指数により按分したものを業績連動型報酬としています。
なお、支配対象となる取締役は、法人税第34条第1項第3号に定める業務執行役員であり、業務執行役員でない取締役(社外取締役を含む)及び監査役を含みません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、事業報告及び有価証券報告書において開示しており、その内容は弊社ホームページにおいても掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成16年7月30日開催の第5回定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役や社外監査役の職務を補助する担当セクションは管理グループ、内部監査室となっております。当該部署は、取締役および監査役に対して取締役会等の議案内容に関する事前情報伝達のほか、業務に必要な情報の収集や資料の提供、必要に応じて個別にヒアリング等によりサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜取締役会＞
取締役7名(男性6名・女性1名)、うち社外取締役1名で構成され、経営上の意思決定を行っております。
定時取締役会は毎月1回催され、監査役も出席し取締役の職務遂行を監視しております。
また、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

＜監査役会＞
監査役3名(男性3名)、うち社外監査役2名で構成され、定期的に監査役会を開催しております。
監査役は取締役会への出席のほか、取締役への意見聴取や資料の閲覧、内部監査室及び会計監査人との連携等により取締役の業務執行を監視しております。
また、法令・定款に準拠した監査方針を定め、各監査役の報告に基づき監査意見を形成いたします。

＜内部監査室＞
内部監査室は、社長直轄機関として設置しており、主要な事業部門を中心に業務監査を計画的に実施しております。
また、被監査部門に対して具体的な助言・勧告、業務改善状況の確認を行うとともに、監査役及び会計監査人との意見交換等により、内部統制組織の監視及び牽制を行っております。

＜コンプライアンス委員会＞
内部統制システム構築の基本方針に基づいてその体制を構築しコンプライアンス・プログラムにて運用を図っております。

代表取締役の諮問機関としての役割を担うコンプライアンス委員会は、定期的に開催されコンプライアンスに関する重要事項の報告・協議・決議が行われます。

＜会計監査＞
会計監査については、有限責任あずさ監査法人と監査契約を結んでおります。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係がなく、かつ同監査法人は業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。
イ．業務を執行した公認会計士の氏名、継続関与年数指定
指定有限責任社員 業務執行社員 筆野 力
指定有限責任社員 業務執行社員 神宮 厚彦
なお、継続関与年数は全員7年以内であるため、記載を省略しております。
ロ．監査業務に係る補助者の構成
公認会計士6名、その他10名

＜弁護士＞
当社は顧問弁護士との顧問契約に基づき、法律全般および重要な法務的課題については随時相談を行い、必要な検討およびアドバイスを受けております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、ステークホルダーの信頼に応える良質なコーポレート・ガバナンスの確立を目的として、取締役会に要求されている業務執行と経営の監視・監督機能の両機能を適切に機能させるべく、社内取締役が主導する業務執行と独立性の高い社外取締役及び社外監査役による経営の監視・監督機能を軸とする上述の体制が適切であると判断し、経営の透明性・公正性・迅速性の向上を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は4月が決算月のため、集中日とは異なる日に定時株主総会を開催しております。
その他	当社ホームページにおいて招集通知を掲載し、議決権行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会を年1回以上開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ「投資家情報」のコーナーに、決算短信、説明会資料、招集通知、決議通知、有価証券報告書、その他適時開示資料等を掲載しております。 また、英文IRサイトでも英訳した開示資料を掲載し、海外投資家向け情報開示も行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理グループにおいて専任の担当者を配置しております。	
その他	年1回「株主通信」を発行しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、各種ステークホルダーの立場を尊重し、国内外の法令・国際ルールの遵守および企業倫理に沿った会社として取り組んでいくために「企業行動憲章」を定め、これに基づいた企業行動ガイドラインの制定、コンプライアンス教育の実施等の取り組みを行なっております。
その他	当社では様々なバックグラウンドを持った人材が継続的に活躍できるよう、多様な働き方を支援する職場環境づくりを積極的に推し進めております。 出産や子育て等、ライフステージの変化においても社員が活躍できるよう、産前産後・育児休暇中のサポート、子の看護休暇、短時間勤務制度の導入、子供と一緒に働くことができる「マザーズワーキングルーム」の設置等、様々な取り組みを実施してまいりました。 2014年3月には厚生労働省より次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主に認定され、次世代認定マーク「くるみん」を取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社並びに当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、当社グループの取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、コンプライアンス管理体制を整備しコンプライアンス教育・研修等を実施して周知徹底を図る。また、その実践のため企業理念、企業行動憲章及び諸規程・マニュアルを制定し横断的な統括としてコンプライアンス管理責任者を任命しコンプライアンス・プログラムを運用することとしその維持・強化を行なう。
(2)当社グループの違反行為を直接通報できる倫理ヘルプラインを設置・運営する。
(3)当社は、代表取締役直轄の内部監査室を設置し当社グループの内部統制の監査を行う。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
当社は、文書保存管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁記録的な媒体に記録し、保存する。当社の取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社グループの業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、当社のコンプライアンス管理責任者がリスク管理責任者として、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
(2)当社グループの経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、当社代表取締役を本部長とした対策本部を設置し、当社グループの損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社グループの取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図る。
(2)当社グループは、定例の取締役会を原則として月1回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の報告等を行う。
(3)当社グループの業務執行に当たっては、職務分掌規程及び職務権限規程において各人の責任と権限を定める。

5. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、当社グループ関連会社管理規程を定め、コンプライアンス行動憲章並びにコンプライアンス・プログラムを共通のものとした内部統制を構築し、情報の共用化、指示・要請の効率的な伝達を図り営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付ける。
(2)当社取締役及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正性を確保するための内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。
(3)当社の内部監査室は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を各部門及びグループ各社の責任者に報告するとともに、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6. 財務報告内部統制に関する体制
(1)当社は、信頼性のある財務報告を作成することが極めて重要であることを認識し、財務報告の信頼性及び実効性を確保するためあらゆる機会を捉えて周知・徹底を図る。
(2)財務報告の作成過程においては虚偽記載並びに誤謬などが生じないようにIT統制を含め実効性のある統制環境体制を構築し運用する。

7 当社監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役の職務を補助する組織を内部監査室とする。
(2)監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、経営企画部統括部長等の指揮命令を受けない。
(3)当社は、内部規程において監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、および、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を明記する。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)当社グループの取締役は、取締役会及びその他重要会議にて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反等、コンプライアンス上重要な事項を報告することとする。
(2)当社グループの使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社監査役は、いつでも必要に応じて当社グループ取締役及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、当社代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の取引を許さない業務運営を図ることが、企業の社会的責任であることを十分に認識し、反社会的勢力とのあらゆる関係を遮断し、社会的正義を実践すべく毅然とした態度で臨んでいくという基本方針を「企業行動憲章」「企業行動ガイドライン」に明文化しております。役員、従業員がその基本方針を順守するよう対応マニュアルを整備し、入社時、年次でのコンプライアンス教育において周知しております。
また、社内に対応統括部署を設け、平素から、外部の専門機関等から情報収集を行うとともに、不測の事態に備え、関係行政機関や顧問弁護士、その他外部専門機関と緊密に連携し、速やかに対処できる体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社の取締役会は、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われる場合において、その受入れの当否は最終的には株主の皆様のご判断に委ねるべきものと認識しております。また、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。
しかしながら、株式の大量取得や買収提案の中には、その目的等からみて対象企業の企業価値や株主共同の利益を損なうおそれのあるものも見受けられ、そのような株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案は不適切であると当社は考えます。
現在のところ、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても買収防衛策等の具体的な取組みをあらかじめ定めるものではありません。
ただし、株主から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案に際しては、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。
具体的には、株式大量取得者との交渉や社外の専門家を交えての当該買収提案の評価を行い、当該買付け行為(又は買収提案)が当社の企業価値および株主共同の利益に資さない場合には、当社は具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

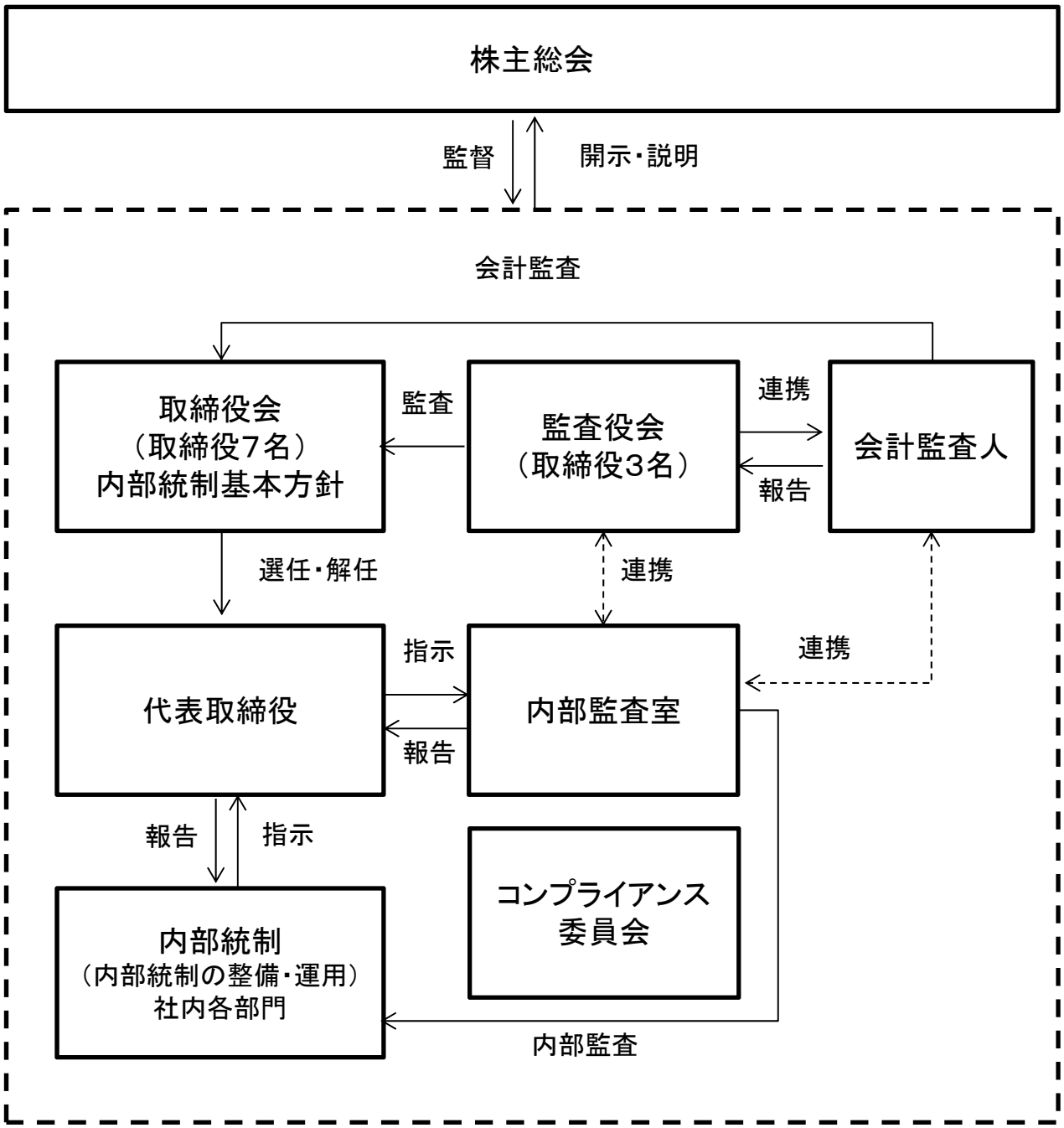
当社の会社情報の適時開示にかかる社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示にあたっての基本方針
当社では、株主・投資家の皆様に適時に正確かつ公平な情報提供を行うため、東京証券取引所の定める適時開示に関する規則を遵守し、会社情報ならびにその他の重要な情報を迅速に公開するほか、当社への理解を深めていただくための有効な情報につきましても積極的に開示しております。

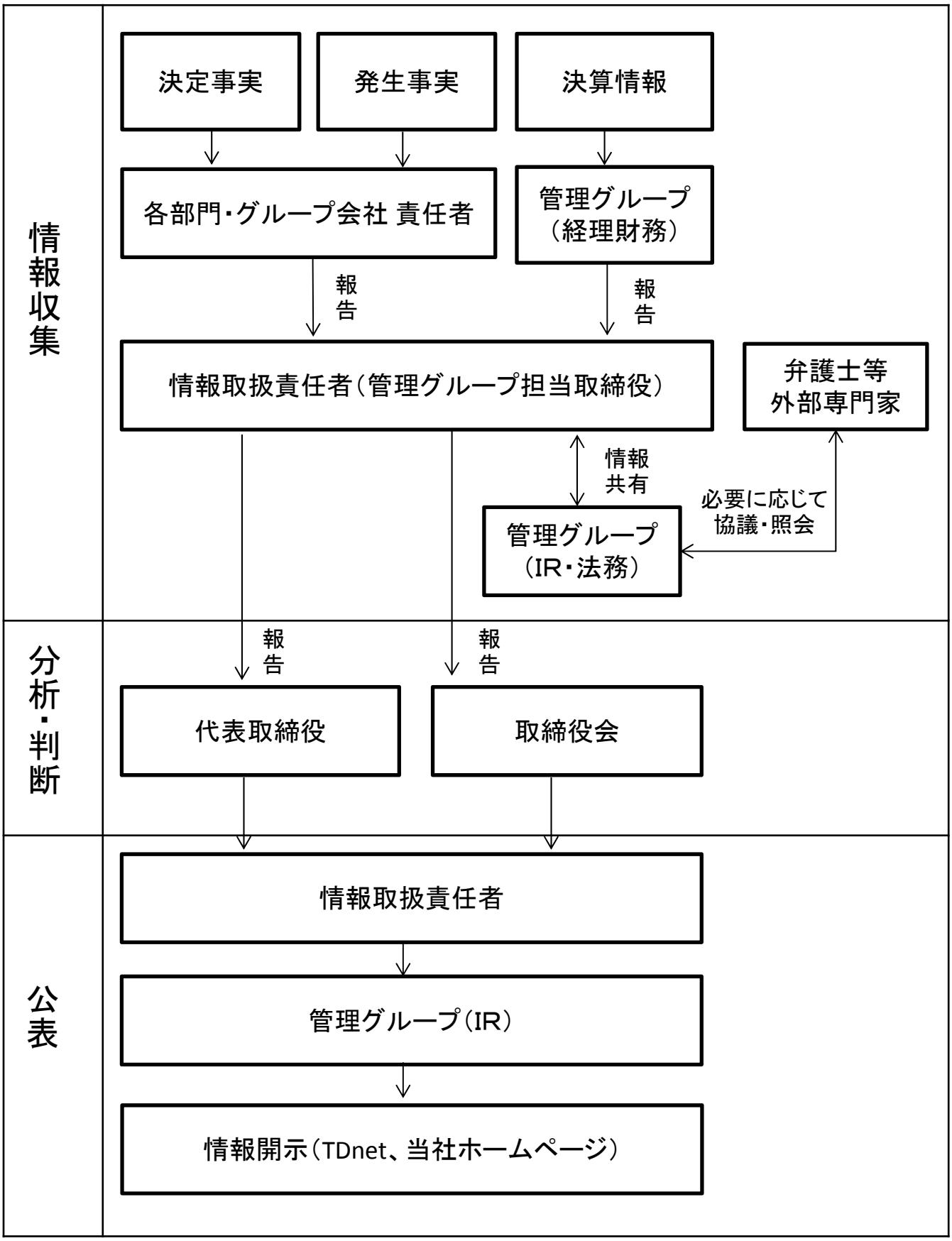
2. 当社グループの適時開示にかかる社内体制
当社では、インサイダー取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」を制定しており、この規程に基づいた内部情報の把握・管理を行っております。
また、各部門及びグループ会社の責任者は、情報取扱責任者である管理グループ担当取締役と連携して内部情報の管理・徹底を行うとともに、従業員に対して内部情報の重要性を認識・浸透させる責務を負っております。
重要事実は、情報取扱責任者が当該部門及びグループ会社の責任者、管理グループ(IR・法務)と協議し、必要に応じて関連部門や弁護士等に確認のうえ、適時開示に関する規則に照らして、開示の要否及び開示の内容や方法を検討します。開示が必要と判断された重要事実のうち、決定事実及び決算情報については、原則として取締役会において審議し、決定された後、情報取扱責任者が速やかに開示手続きを行います。

3. 適時開示にかかる社内体制の監査
当社では、監査役による監査のほか、社長直轄機関である内部監査室が内部監査を実施しています。
適時開示情報のうち決算情報については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度の取り組みを通じて適時開示体制の充実を図っております。
また、常勤監査役を中心とする監査役会が、取締役会等への出席の他、各部門、グループ会社の責任者から情報収集を行うことにより、上記管理体制が適正に機能しているかについて、監査を行っています。

＜コーポレート・ガバナンス体制＞



＜適時開示体制＞


情報収集
決定事実
発生事実
決算情報
各部門・グループ会社 責任者
管理グループ
（経理財務）
報告
報告
情報取扱責任者（管理グループ担当取締役）
弁護士等
外部専門家
情報
共有
必要に応じて
協議・照会
管理グループ
（IR・法務）
分析・判断
報告
報告
代表取締役
取締役会
公表
情報取扱責任者
管理グループ（IR）
情報開示（TDnet、当社ホームページ）